

第73号議案 品川区立総合区民会館指定管理者の指定について

1. 管理対象施設

- (1) 名称 品川区立総合区民会館
- (2) 所在地 品川区東大井五丁目18番1号

2. 指定管理者候補

- (1) 名称 公益財団法人品川文化振興事業団
- (2) 所在地 品川区西大井一丁目4番25号
- (3) 代表者 理事長 中川原 史恵

3. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4. 指定管理者候補の選定方法

「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」では、指定管理者候補者の選定方法は公募が基本とされているが、①次期指定期間中の令和4年2月から令和5年1月において大規模改修による休館が予定され、この間指定管理者の収益となる利用料収入が見込めないこと、②新型コロナウイルス感染拡大の影響により当面安定的な運営が難しく、新規の指定管理者候補者の応募が見込めないこと、の理由により、今回は公募によらず、特定の事業者を指定管理者候補者として選定を行うこととし、選定委員会に付議した。

5. 指定管理者候補選定までの経緯

(1) 申請受理

令和2年8月28日 公益財団法人品川文化振興事業団より指定管理者指定申請書を受理

(2) 指定管理者候補者選定

ア 選定委員会：令和2年9月29日実施、指定管理者候補者を決定

イ 選定委員：①企画部長（委員長）、②有識者2名、③文化スポーツ振興部長、④文化観光課長、⑤施設整備課長、⑥人権啓発課長
計7名

6. 選定基準

- (1) 利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること。
- (2) 適切な維持および管理を行い、管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (3) 管理を安定して行う物的能力および人的能力を有していること。
- (4) 設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

7. 指定管理者候補者として選定した理由

- (1) 利用者の平等な利用の確保およびサービスの向上については、バリアフリー化の推進や職員の「サービス介助士」資格取得などソフト面の強化、利用者アンケートなどにより利用者ニーズを把握しサービス向上に反映させることなど前向きな提案があった。
- (2) 施設の適切な維持管理については、大規模な複合施設であるという特性を踏まえ、会館係職員と受付責任者、舞台責任者による業務会議のほか、ビル全体の設備管理や警備等各部門による拡大業務会議の開催など連携の行き届いた業務体制、また、ビル管理組合等関係機関との連携・協力による無駄のない合理的な修繕の実施などの提案があり、経験に裏付けられた安定感が評価された。
- (3) 施設の管理を安定して行う能力として、業務遂行の基本的能力となる経営基盤は公認会計士による事業者経営分析の結果を踏まえて、経営に支障はないと判断された。また、積極的な支出縮減への姿勢が見られた。
- (4) 施設の設置目的を達成するための能力に関しては、区内関係団体と連携した事業展開など、施設の設置目的を理解し達成するための提案があった。
- (5) その他、新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン配信での新たな事業方法の促進などの提案があった。また、大規模改修に伴う休館期間中は地域へ出向くアウトリーチ型の事業を展開するほか、仮事務所を区内他施設に設置し、利用者へ不便を最小限にした対応をとるなどの提案があり、難しい状況下でも新しい取り組みを模索しながら挑戦する姿勢が評価された。
- (6) これまでの15年間にわたり培われた質の高い会館運営を引き続き安定的に提供できること、ならびに今後の運営について選定基準に即した提案がなされていることから、基準に沿って審査した結果、総合評価は優れているとの評価がなされた。

8. 今後のスケジュール

令和2年第4回区議会定例会において、指定管理者の指定議決後、指定通知書を送付し、管理運営に関する協議を行い、協定書を締結する。